

2013年2月

発行登録追補目論見書

ソシエテ ジェネラル

ソシエテ ジェネラル

2023年3月27日満期 ユーロ建 ゼロクーポン社債

－ 売 出 人 －

楽天証券株式会社

ソシエテ ジェネラル 2023年3月27日満期 ユーロ建 ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の元金はユーロで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。なお、本社債には利息は付されません。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 35-10

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 2 月 25 日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frederic OUDEA : Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1, 277, 980 ユーロ (円貨換算額 157, 217, 099 円)
(上記の円貨換算額は 1 ユーロ=123.02 円の換算率 (2013 年 2 月
22 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行により発表されたユーロ/
円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値)
による。1 円未満は切捨て。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 10 月 19 日
効力発生日	平成 24 年 10 月 29 日
有効期限	平成 26 年 10 月 28 日
発行登録番号	24-外 35
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
24-外35-1	平成24年10月31日	500,000,000円	該当事項なし	
24-外35-2	平成24年11月21日	5,605,000,000円	該当事項なし	
24-外35-3	平成24年11月21日	1,535,000,000円	該当事項なし	
24-外35-4	平成24年11月28日	1,250,505ユーロ (143,445,428円) (注1)	該当事項なし	
24-外35-5	平成25年1月8日	7,140,000豪ドル (686,868,000円)	該当事項なし	
24-外35-6	平成25年1月16日	216,900,000メキシコ・ペソ (1,555,173,000円)	該当事項なし	
24-外35-7	平成25年1月28日	3,000,000,000円	該当事項なし	
24-外35-8	平成25年2月21日	7,090,000,000円 (注2)	該当事項なし	
24-外35-9	平成25年2月21日	4,280,000,000円 (注2)	該当事項なし	
実績合計額		24,395,486,428円	減額総額	0円

(注1) 1円未満は切捨て。

(注2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2013年3月28日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 475,604,513,572円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	3
3 売出社債のその他の主要な事項	5
第3 第三者割当の場合の特記事項	15
第二部 公開買付けに関する情報	16
第三部 参照情報	16
第1 参照書類	16
1 有価証券報告書及びその添付書類	16
2 四半期報告書又は半期報告書	16
3 臨時報告書	16
4 外国会社報告書及びその補足書類	16
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	16
6 外国会社臨時報告書	16
7 訂正報告書	16
第2 参照書類の補完情報	16
第3 参照書類を縦覧に供している場所	17
第四部 保証会社等の情報	17
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	18
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面	19
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	45

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル 2023年 3月27日満期 ユーロ建 ゼロ クーポン社債 (以下「本社債」という。)	1,570,000ユーロ(注1)	1,277,980ユーロ	楽天証券株式会社 東京都品川区東品川四丁目12 番3号 (以下「売出人」という。)

本社債は無記名式であり、各社債の金額(以下「額面金額」という。)は100ユーロである。

本社債には利息は付されない。

本社債の満期日は2023年3月27日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日(ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日)とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っており、かつTARGET2営業日(以下に定義する。)である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)が営業を行っている日をいう。

本社債は、2013年3月26日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2012年4月20日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が包括券面によって表章され、決済機構によって保管されている間は、発行会社およびその他の当事者によって署名された2012年4月20日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からA2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)からA+の長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に

基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の81.40%(注1)	2013年2月26日から同年3月26日まで	額面100ユーロ以上100ユーロ単位	なし	売出人の日本における本店および所定の営業所(注2)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2013年3月27日（日本時間）である。

(注1) 本社債の購入者は、受渡期日に売出価格をユーロまたは相当する円貨にて支払う。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

売出有価証券についてのリスク要因

本社債への投資は、下記に要約された為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討する投資家は、為替リスクに関する取引についての知識または経験を有しているべきである。投資を検討する投資家は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に、投資判断を下すべきである。

以下に記載する要因その他の要因の1つまたは複数の変化によって、投資家の受取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資した元本金額を下回る可能性がある。

円/ユーロ為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債の元金はユーロで支払われる。したがって、投資家は円換算した償還金額または途中売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

金利

本社債の元金はユーロで支払われる。したがって、償還前の各本社債の価値はユーロの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のユーロ建ての価値は、ユーロの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本社債は、満期日を2023年3月27日とする債券であるが、投資家は、本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできないし、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、為替市場、ユーロの金利市場および発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを検討している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

投資利回りが同じ程度の期間の普通社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありうる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行会社の経営・財務状況の変化および信用格付の変動が本社債の価値および投資家が受取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、発行会社の信用に対する投資家一般の評価、ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスなどの統計的格付機関による発行会社発行の債券に対する信用格付の実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況および発行会社発行の債券に対する信用格付に反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払いを含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（以下に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「3 売入社債のその他の主要な事項、(6) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

(1) 償還および買入れ

(A) 満期における償還

本社債が下記のとおり満期日前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額（以下「満期償還金額」という。）にて償還される。

(B) 税制上の理由による繰上償還

発行会社は、以下の場合には、財務代理人および下記「(8) 通知」に従って本社債権者に対して、当該償還の45日前から30日前までの間に通知（かかる通知は、取消すことができない。）を行うことにより、いつでも本社債の全部（一部は不可。）を償還することができる。

(i) かかる通知をなす直前に、租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（本社債の最初のトランシュの発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

(ii) 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前までは行うことができない。

「租税法域」とは、フランスもしくはその地方自治体またはそれらの課税当局をいう。

本「(B) 税制上の理由による繰上償還」に基づいて償還される本社債は、期限前償還金額（以下に定義する。）で償還される。

「期限前償還金額」とは、計算代理人としてのソシエテ ジェネラル（以下「計算代理人」という。）が決定する各本社債の当該償還日における公正市場価額に相当する金額をいう。当該償還金額は、本社債につき締結されたヘッジング契約を解除するための費用を考慮した後、繰上償還がなければ当該期限前償還日以降に満期に至っていたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同じ価値を本社債権者に対して保障する効果を有するものとする。

計算代理人の計算および決定は、明白な誤りがない限り、発行会社および本社債権者に対し最終的かつ拘束力あるものとする。

(C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いに関する取り決めにも関わらず、租税法域の法令に基づき本社債の元金の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(8) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を下記のいずれか遅くに到来する日に、償還しなければならない。

(i) 発行会社が、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日

(ii) 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日

(D) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場においてまたはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を買入れる権利を有する。発行会社により買入れられた本社債は、フラ

ンス財政金融法L. 213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D. 213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

(E) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債はすべて直ちに消却されるものとする。買入消却された本社債は財務代理人に引渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(2) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、被支払人が指定するユーロ建て口座（またはユーロの振込みを行うことができるその他の口座）への振込みまたは被支払人の選択に従いユーロ建て小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われる（ただし、下記「(6) 租税上の取扱い」の規定は尊重されるものとする。）。

(B) 本社債の呈示

確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元金の支払いについては、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われるものとする。各支払いの記録は、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録上になされるものとする。

(D) 支払いに適用される一般条項

大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指

示により支払われた各金額に関して免除されるものとする。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によって大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し発行会社に対して請求権を有しないものとする。

(E) 支払営業日

本社債に関する金員の支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する金員の支払金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

「支払営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従うものとする。

(F) 元金の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、(i) 下記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額、(ii) 本社債の満期償還金額、(iii) 本社債の期限前償還金額および(iv) 本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含むものとする。

(G) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由によりユーロを取得できなくなった場合、発行会社は本社債の支払義務を、支払期日の4営業日前の日のパリ時間正午における適当な銀行間市場のユーロによる米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算した米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従って米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由（以下に定義する。）を構成しない。

(H) 財務代理人および支払代理人

最初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および最初の特定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更または解任し、追加のまたはその他の支払代理人を任命し、支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

(i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

(ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人がなることができる。）が存在しなければならない。

- (iii) いずれの欧州連合加盟国（以下「加盟国」という。）も欧州理事会命令2003/48/ECまたは当該命令を施行もしくは遵守するための法律、もしくは当該命令と適合させるために施行される法律（かかる命令または法律を、以下「EU貯蓄課税法令」という。）に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない限りにおいて、EU貯蓄課税法令に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない加盟国内に常に支払代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009, Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(8) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(3) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、発行会社の現在および将来のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務（法律により優先性が付与されているものを除く。）と同順位であり、本社債間においても何らの優先もなく同順位である。

(4) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還される。

- (i) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- (ii) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60

日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。

- (iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対しかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(5) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面金額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金額の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むがこれに限定されない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面金額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面金額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、(i)本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者の利益を害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤りもしくは立証された誤りを是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(8) 通知」に従い通知されるものとする。

(6) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日

付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者（以下「国内居住本社債権者」という。）による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連するフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

フランスの2009年第3号改正金融法（2009年12月30日付2009-1674法）（以下「本法」という。）の導入後、本社債について発行会社によってなされた収益の支払いには、当該支払いがフランス一般租税法第238-0条Aに定められた意味におけるフランス国外の非協調国または地域（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「非協調国」という。）においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。本社債の支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AⅢに基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該本社債の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、2011年1月1日以後に開始する事業年度以降は発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる30%または75%の源泉徴収税が課される場合がある。

上記に関わらず、本法では、社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条AⅢに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランス税務当局の公共財政公報 - 税務 BOI-INT-DG-20-50-20120912に基づき、社債の発行が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランス財政金融法L.411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。本条において「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業者によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業者が非協調国に所在しない場合に限る。）。

(iii) その発行時において、フランス財政金融法L. 561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債の元金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課されまたは徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収後、本社債権者が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われないものとする。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(9) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が(i)個人である実質所有者もしくは残余事業体に対する支払いについて行われるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECもしくは当該命令を施行し、もしくは遵守するための法律もしくは当該命令と適合させるために施行された法律（欧州連合の内外を問わない。）に基づいて義務付けられる場合、または(ii)欧州共同体とその他の国もしくは地域の間、欧州連合貯蓄課税命令に規定された措置と同等の措置について定めた契約、もしくはかかる契約を施行し、もしくは遵守するための法律その他の規制もしくはかかる契約と適合させるために施行された法律その他の規制に基づいて義務付けられるものである場合。
- (d) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、(y)貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECまたは(z)2010年12月22日にスイス連邦理事会が提出した法案に規定された原則と類似の原則（特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則）に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (e) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投

資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は外国法人が日本国外で発行した社債であり、当該外国法人の日本国内における恒久的施設において行う事業には帰属しないものとして取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格または投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることに注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

(i) 譲渡に対する課税

一般に、社債の譲渡による譲渡益は、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものを除き非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。

本社債については、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものとして取り扱われ、本社債の譲渡による所得は、譲渡所得として総合課税の対象となるものと考えられる。

(ii) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合で、償還額が取得価額を超える場合のその差額は、原則として償還差益として取り扱われ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は、所得税法上の雑所得に該当し、総合課税の対象となると考えられる。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

(i) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合は、期末時に本社債の償還金額と帳簿価額の差額を償還期限までの期間にわたり調整した価額で評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

(ii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iii) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の償還差益および本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(7) 準拠法および管轄裁判所

代理契約、約款および本社債ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する専属的管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の専属的管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であることまたは管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申立てる権利を放棄する。本社債権者は、本社債および本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(8) 通知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

発行会社は、通知が、その時点で本社債の上場するもしくは取引が許可される取引所またはその他の関係当局の規則および規定に従う方法をもって適法に行われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が証券取引所に上場しまたは関係当局が取引を許可しかつ当該取引所または関係当局の規則が要請する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・

ルクセンブルグに対し当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者よりなされる通知は書面にて（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされるものとする。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグを通じて財務代理人に対しなされるものとする。

(9) その他

(A) 代わり社債

本社債が紛失、盗取、切断、汚損または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取替えることができる。汚損または毀損した本社債は代替物が発行されるまでに引渡されなければならない。

(B) 消滅時効

関連日の後10年間、元金に関する請求を行わない場合、本社債は無効となる。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(8) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいうものとする。

(C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日および／または発行価格を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は既に発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなすものとする。

(D) 当初本社債を表章する仮大券が発行される。仮大券は、その発行後40日を経過した後に、米国税制上の実質的所有に関する証明の要件のもとに恒久大券と交換される。恒久大券は、(i)債務不履行事由が発生し、継続している場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、もしくは営業停止の意思を公表し、もしくは事実上営業を停止し、他の承継償還決済機構が利用可能ではない旨の通知を発行会社が受けた場合、(iii)発行会社が本社債の元金の次回の支払いの際に上記「(6) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いが必要となるが本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要となる場合においてのみ、確定社債券と交換することができる。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 平成23年1月1日) 平成24年6月29日
((2011年度) 至 平成23年12月31日) 関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(事業年度 自 平成24年1月1日) 平成24年9月27日
((2012年度中) 至 平成24年6月30日) 関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成24年9月27日に、関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正を含む。)および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 ソシエテ ジェネラル

代表者の役職氏名 会長兼最高経営責任者 フレデリック・ウデア

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日（平成24年10月10日）における当該株券の基準時時価総額が1,000億円以上であります。

1,787,289,705,783円

(注) 算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所であるユーロネクスト・パリの市場相場による株券の最終価格により算出しております。日本円への換算は、1ユーロ=100.73円の換算率（平成24年10月10日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値）により換算しております。

有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2013年2月13日に公表された2012年通期および2012年第4四半期の業績の概要は以下のとおりである。

2013年2月12日に開催されたソシエテ ジェネラルの取締役会において、当グループの2012年通期決算が承認された。2012年通期のグループ当期純利益は7億7,400万ユーロとなり、業務粗利益は231億1,000万ユーロだった。2012年第4四半期のグループ当期純利益は4億7,600万ユーロの損失、業務粗利益は51億3,000万ユーロだった。

これらの業績を受け、取締役会は2012年通期の配当金として1株当たり0.45ユーロを支払うこと、また、株式配当支払いのオプションを付与することを定時株主総会において提案することを決定した。その結果、金融債務の再評価による影響の控除後のグループ当期純利益に対する配当性向は26%となる。

2012年には2010年以降実施されてきた変革プロセスの重要な節目が達成された。

- コーポレート&インベストメント バンキング部門の**レバレッジ削減策の完了**（2011年6月末以降、総額160億ユーロのローンポートフォリオの売却）およびレガシー資産売却プログラムの継続（過去18カ月で総額190億ユーロのレガシー資産の売却）
- 主に国際リテール バンキング部門でのギリシャの子会社であるゲニキ銀行、およびプライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門でのTCWの売却、エジプトの子会社であるNSGBの売却の合意に加えて、2012年の当グループのリスク調整後資産の削減傾向による、**事業の見直しおよび事業資産ポートフォリオの最適化**。その結果、資産売却プログラムは既に目標の下限の水準が達成されており、バランスシートのリスクは大幅に減少
- 貸与率の改善、中長期債の発行総額の増加および償還年限の延長による、**資金調達構造の大幅な改善**
- 前年比での営業費用の減少をもたらした、**効率改善策の実施**

堅固な業務実績に加えて、これらの対策が功を奏し、当グループのコアTier 1比率⁽¹⁾は2012年12月末に10.7%となり、1年間で165bp上昇した。

大幅に減速する経済環境の影響を受けたにも関わらず、**リテール バンキング業務**は全般的に順調な業績となった。その結果、**フランス国内ネットワーク部門**の業務粗利益は安定していた。**国際リテール バンキング部門**の収益も安定*していたものの、地域別の状況は好悪まちまちであった。チェコ共和国、ロシア、地中海沿岸地域、サハラ以南のアフリカの収益は堅固であったものの、その他東欧諸国では経済環境の悪化を受け業務活動は停滞した。最後に**専門金融サービス&保険部門**、特に保険事業の収益は増加した。**コーポレート&インベストメント バンキング部門**は、18カ月前に着手されたローンポートフォリオおよびレガシー資産の売却にも関わらず、特に債券・為替・コモディティ業務が2012年の市場の段階的な正常化から恩恵を受け、収益は前年比で安定していた。低金利、ブローカー事業の取引量の減少など、2012年を通して停滞した環境の中、**プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門**は前年と同水準の収益を維持した。

当グループの費用削減努力により、**営業費用**は大幅に減少した。2012年通期の営業費用は前年比4.1%*減（2011年に計上された再編費用の控除後では2.2%減）となった。

⁽¹⁾ 欧州銀行監督機構（EBA）のバーゼル2.5基準（自己資本指令（CRD）3を取り入れたバーゼルII基準）を適用

ベースポイント⁽²⁾で測定される事業リスク引当比率は、欧州のマクロ経済環境の悪化を反映し、2012年通期は75bpと、前年の67bpを上回る水準となった。

2012年通期決算には経済活動と関係ない項目、グループの変革の影響（SG CIBでの資産売却およびローンポートフォリオの削減）、ギリシャのソブリン債務およびコーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産ポートフォリオの再編⁽³⁾による25億9,400万ユーロの損失が含まれている。

これらの項目の修正再表示後では、2012年通期のグループ当期純利益は33億6,800万ユーロだった。

本項に関する注記

* グループ編成変更および為替相場の影響の変動を除いたベース

⁽²⁾ 年率ベース。訴訟問題、期初時点のレガシー資産およびギリシャのソブリン資産の控除後

⁽³⁾ グループ当期純利益への影響：経済活動と関係ない項目：2012年通期に8億5,900万ユーロの損失（金融債務の再評価の8億2,200万の損失を含む）；経常外項目：2012年通期に13億1,900万ユーロの損失；レガシー資産：2012年通期に4億1,600万ユーロの損失

1. グループ連結決算

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
業務粗利益	25,636	23,110	-9.9%	6,010	5,130	-14.6%
比較可能ベース*			-10.3%			-14.5%
営業費用	(17,036)	(16,438)	-3.5%	(4,401)	(4,138)	-6.0%
比較可能ベース*			-4.1%			-6.5%
営業総利益	8,600	6,672	-22.4%	1,609	992	-38.3%
比較可能ベース*			-22.4%			-36.6%
引当金	(4,330)	(3,935)	-9.1%	(1,075)	(1,314)	+22.2%
営業利益	4,270	2,737	-35.9%	534	(322)	-
比較可能ベース*			-42.0%			-
連結調整勘定償却	(265)	(842)	-	(65)	(392)	-
当期純利益	2,385	774	-67.5%	100	(476)	-

	2011年 通期	2012年 通期				
グループ税引き後 ROTE	7.5%	1.4%				

業務粗利益

当グループの業務粗利益は、2012年通期は231億1,000万ユーロ、2012年第4四半期は51億3,000万ユーロだった。

経済活動と関係ない項目または経常外項目およびレガシー資産の控除後では、2012年通期の基礎的な収益は前年比0.3%減の249億6,300万ユーロと安定していた。2012年第4四半期の基礎的な業務粗利益は前年同期比1.0%の微減となった。

- フランス国内ネットワーク部門の2012年通期の業務粗利益は81億6,100万ユーロ（2012年第4四半期は20億6,800万ユーロ）だった。経済が急速に失速する環境の中、利ざやが良く持ちこたえ、2012年通期および第4四半期の業務粗利益は、前年比および前年同期比共に安定していた（PEL/CEL口座に係る引当金変動の影響の控除後）。
- 国際リテールバンキング部門の2012年通期の業務粗利益は前年比0.1%*減の49億4,300万ユーロと安定していた。しかしながら、2012年第4四半期の業務粗利益は12億2,800万ユーロと前年同期の水準を6.5%*下回った。東欧における経済の停滞による影響は、チェコ共和国、ロシア、地中海沿岸地域、サハラ以南のアフリカでの事業活動の増加により相殺された。
- コーポレート&インベストメントバンキング部門の主力事業部門の2012年通期の業務粗利益は前年比2.0%*減の64億5,700万ユーロ、2012年第4四半期の業務粗利益は前年同期比22.8%*増の14億6,500万ユーロとなった。2012年に回復した債券・為替・コモディティ事業が、ローンポートフォリオの売却費用（2012年通期で4億8,900万ユーロ）の一部を相殺し、収益をけん引した。

当部門のレガシー資産は、2012年通期の業務粗利益に対して2億6,800万ユーロのマイナス寄与（前年：4億7,600万ユーロのマイナス寄与）、2012年第4四半期では500万ユーロのマイナス寄与（前年同期：5億2,400万ユーロのマイナス寄与）となった。

当部門の業務粗利益は、2012年通期には61億8,900万ユーロ、2012年第4四半期には14億6,000万ユーロとなった。

- **専門金融サービス&保険部門**の2012年通期の業務粗利益は、力強い保険事業（業務粗利益は2012年通期に前年比12.5%増の6億8,400万ユーロ）の成長に支えられ、前年比1.4%増の34億8,900万ユーロとなった。専門金融サービス事業の2012年通期の業務粗利益は前年比1.0%減の28億500万ユーロと、相当な資源制約にも関わらず、全体的に収益を維持した。当部門の2012年第4四半期の業務粗利益は前年同期比5.1%増の8億9,400万ユーロとなり、専門金融サービス事業は前年同期比2.4%増の7億1,500万ユーロ、保険事業は前年同期比17.8%増の1億7,900万ユーロだった。
- **プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門**の2012年通期の業務粗利益は前年比2.8%減の21億6,000万ユーロだった。2012年第4四半期の業務粗利益は前年同期比9.0%増の5億5,300万ユーロだった。持続的な低金利およびブローカー事業の低下を背景とする全般的に不利な環境において、このような実績が達成された。

当グループの金融債務の再評価による2012年通期の業務粗利益への会計上の影響は、2012年における銀行業界での金融スプレッドの縮小を反映し、12億5,500万ユーロのマイナス（2012年第4四半期：6億8,600万ユーロのマイナス）となった。2011年通期は、当グループの金融債務の再評価による業務粗利益の会計上の影響は、これらのスプレッドの拡大を受け、11億7,700万ユーロのプラス（2011年第4四半期：7億ユーロのプラス）だった。また、ローンポートフォリオのヘッジの評価による影響は、2012年第4四半期は2,600万ユーロのマイナスとなり、通期では5,600万ユーロのマイナスとなった。

営業費用

2012年通期の営業費用は、前年比4.1%減（2011年末に計上された事業再編引当金の修正再表示後では2.2%減）の164億3,800万ユーロとなった。2012年第4四半期の営業費用は、事業再編コストの控除後で、前年同期比0.8%減の41億3,800万ユーロとなった。

営業費用はコーポレート&インベストメントバンキング部門で前年同期比8.7%減⁽¹⁾、プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門で同3.4%減⁽¹⁾、専門金融サービス&保険部門で同1.0%減⁽¹⁾、フランス国内ネットワーク部門で同0.4%減⁽¹⁾と、相当な経費削減努力が確認されている。

レガシー資産、経済活動と関係ない項目および経常外項目の修正再表示後の2012年通期の経費率は65.6%と前年の水準から1.3ポイント低下した。

営業利益

当グループの2012年通期の**営業総利益**は66億7,200万ユーロだった。当グループの金融債務の再評価による会計上の影響により、2012年通期の営業総利益は前年の水準を大幅に下回った（22.4%減*）。2012年第4四半期の営業総利益は9億9,200万ユーロ（前年同期：16億900万ユーロ）だった。当グループの金融債務の再評価による会計上の影響の控除後では、営業総利益は前年比6.8%増の79億2,700万ユーロだった。当グループの金融債務の再評価による会計上の影響の修正再表示後では、2012年第4四半期の営業総利益は、16億7,800万ユーロ（前年同期：9億900万ユーロ）だった。

当グループの2012年通期の**引当金繰入純額**は39億3,500万ユーロ（前年：43億3,000万ユーロ）だった。

当グループの2012年通期の**事業リスク引当比率**（ローン残高に占める割合で表示）は75bp⁽²⁾となった（前年：67bp⁽²⁾）。

- 経済環境の悪化を反映し、**フランス国内ネットワーク部門**のリスク引当比率は50bp（前年：41bp）へ上昇した。当グループは、主に法人部門において、商工業セクターの中規模企業に対する引当金の積み増しを行った。

⁽¹⁾ 2011年に計上された事業再編費用および2012年に配分されたシステミック税の控除後

⁽²⁾ 年率ベース。訴訟問題、期初時点の資産に係るレガシー資産およびギリシャのソブリン資産の控除後

- **国際リテール バンキング部門**のリスク引当比率は183bp（前年：177bp）の微増となった。ただし、この傾向は地域によって異なり、2012年第4四半期にはロシアのリスク引当比率は抑制されていた一方で、ルーマニアは、国の経済情勢の悪化を反映し、依然高水準である。
- **コーポレート&インベストメント バンキング部門**の主力事業部門のリスク引当比率は抑制されており、31bp（前年：11bp）と低水準を維持した。2012年通期のレガシー資産の引当金繰入純額は2億6,200万ユーロと前年の4億2,500万ユーロを大幅に下回った。
- **専門金融サービス部門**のリスク引当比率は、消費者金融事業の著しい改善を反映し、125bp（前年：149bp）へ低下した。

また、当グループは2012年第4四半期に訴訟問題に対する引当金3億ユーロを計上した。

2012年12月末時点の当グループの不良債権引当率は77%（前年：76%）であった。

2012年通期の引当金繰入純額は39億3,500万ユーロと、前年の43億3,000万ユーロを下回った。引当金繰入純額の減少は主に、ギリシャのソブリンリスクに対して計上された引当金に係る2011年の基底効果によるものである。

当グループの2012年通期の**営業利益**は27億3,700万ユーロと、前年の水準を大幅に下回った。2012年第4四半期は3億2,200万ユーロの損失となった（前年同期：5億3,400万ユーロの利益）。当グループの金融債務の再評価による影響が、減益の主な要因として挙げられる。

当グループの金融債務の再評価による影響の控除後では、2012年通期の営業利益は前年比29%増の39億9,200万ユーロ（前年：30億9,300万ユーロ）となった。当グループの金融債務の再評価による影響の修正再表示後の2012年第4四半期の営業利益は3億6,400万ユーロ（前年同期：1億6,600万ユーロの損失）だった。

当期純利益

所得税（当グループの2012年通期の実効税率：15.0%、前年：30.9%）および少数株主持分の控除後では、2012年通期のグループ当期純利益は7億7,400万ユーロ（2012年第4四半期：4億7,600万ユーロの損失）となった。それに対して、2011年通期のグループ当期純利益は23億8,500万ユーロ（2011年第4四半期：1億ユーロ）であった。

2012年第4四半期に計上されたグループ当期純利益は4億7,600万ユーロの損失（前年同期：1億ユーロの利益）となり、減益の要因としては、主に2012年12月末時点での経済活動と関係ない項目および経常外項目の影響が挙げられる。

経済活動と関係ない項目⁽¹⁾（8億5,900万ユーロの損失）、経常外項目（13億1,900万ユーロ⁽²⁾の損失）およびコーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産ポートフォリオの影響（4億1,600万ユーロの損失）の修正再表示後では、2012年通期のグループ当期純利益は33億6,800万ユーロ（前年：35億1,500万ユーロ）だった。

当グループの基礎的なROEは、2012年第4四半期は4.3%、2012年通期は7.3%だった。2012年通期の基礎的なROTEは8.9%⁽³⁾だった。

超劣後債および永久劣後債⁽⁴⁾に係る支払利息の控除後では、2012年通期の一株当たり利益は0.64ユーロだった。

⁽¹⁾ 当グループの2012年通期での金融債務の再評価による影響（8億2,200万ユーロの損失）および当グループのローンポートフォリオのヘッジに係り計上された損失（3,700万ユーロ）

⁽²⁾ コーポレート&インベストメント バンキング部門の資産売却費（3億3,800万ユーロの損失）、のれん代の償却費（8億4,200万ユーロの損失）、ギリシャのソブリンリスク（1,600万ユーロの損失）、売却した事業資産または売却可能資産に係る純損益（1,800万ユーロの損失）、債務の買戻し（1億9,500万ユーロの利益）、訴訟問題に対する引当金（3億ユーロの損失）

⁽³⁾ 当グループの税引き後ROEは2012年第4四半期で-5.31%、2012年通期で1.1%。2012年通期のROTEは1.4%

⁽⁴⁾ 2012年12月末時点の超劣後債および永久劣後債に係る税引き後支払利息はそれぞれ2億6,600万ユーロおよび2,700万ユーロ。2012年12月末時点の税引き後キャピタルゲインおよび超劣後債の買戻しに係る未払い利息は200万ユーロ

2. グループの財務構成

2012年12月31日時点の当グループの**株主資本**は総額498億ユーロ⁽¹⁾、一株当たり有形純資産価値は48.59ユーロ（未実現キャピタルゲインの0.89ユーロを含む一株当たり純資産価値：56.93ユーロ）だった。当グループは2011年8月22日に締結した流動性契約に基づき、2012年に3,010万株の自社株買いを実施すると共に、3,100万株を売却した。

合計では、2012年12月末時点で、ソシエテ ジェネラルは、トレーディング目的の保有分を除き、株主資本の3.37%相当となる、2,630万株の自社株（900万株の金庫株を含む）を保有していた。また同時点において、当グループは従業員に付与するストックオプションを賄うために310万株の自社株購入オプションを保有していた。

2012年12月31日時点の、保険、デリバティブ、現先取引、調整勘定の控除後の**資金調達済バランスシート**⁽²⁾は総額6,520億ユーロと、2011年12月31日の水準から520億ユーロ増加した。

バランスシート構造は2011年12月末以降大幅に強化された。特に、長期的な資金用途に対する安定的な資金調達源の余剰額が増加した。安定的な資金調達源の中では、顧客預金は160億ユーロ増加し、2012年通期で6%増（ゲニキ銀行とNSGBの預金の控除後では8%増）となった。2012年に総額270億ユーロの中長期債を発行したことも一因となり、中長期的な資金調達額は190億ユーロ増加した。これは当初の資金調達計画の100億～150億ユーロを大幅に上回るものとなった。株主資本（520億ユーロ）は2012年に30億ユーロ増加した（2011年12月末比5%増）。また同時に、当グループのレバレッジ削減策を受け、顧客貸出残高は180億ユーロ減の3,690億ユーロとなった。当グループの預貸率⁽²⁾は2012年に13ポイント低下した。

また、当グループの流動性準備金は2011年12月末の840億ユーロから2012年12月末には1,330億ユーロへ増加した。流動性準備金は、2012年12月末時点の当グループの短期リファイナンスニーズの101%をカバーしている。短期リファイナンスニーズの資金調達済バランスシートに占める割合は、資金調達資産総額の20%で安定している。絶対ベースでは、短期資金調達額は2012年に160億ユーロ増加し、システム内における潤沢な流動性およびソシエテ ジェネラルに対する信頼感を実証する形となった。

当グループの**リスク調整後資産**は、2012年12月末時点で3,241億ユーロと、2011年12月末の水準（3,493億ユーロ）を7%下回った。

リスク調整後資産の変動は、グループ内で進行中の変革、特にコーポレート&インベストメントバンキング部門の主力事業部門の残高が12%減少し、また、レガシー資産が52%減少したことを反映している。専門金融サービス部門では、資源制約を受け、2012年にリスク調整後資産は4%減少した。一方、フランス国内ネットワーク部門のリスク調整後資産残高は、当グループが経済および顧客に対して資金供給の支援を続けたことを反映し、同時期に3%増加した。国際リテールバンキング部門のリスク調整後資産は、主にグループ構造からゲニキ銀行が除かれたことを受け、2012年に3%減少した。

⁽¹⁾ この数値には主に(i)52億ユーロの超劣後債および16億ユーロの永久劣後債、(ii)4億ユーロの未実現キャピタルゲイン純額が含まれる

⁽²⁾ 資金調達済バランスシート/グループの預貸率：2012年末に範囲および定義を修正。詳細は財務情報の基準となる事項の第8項を参照

2012年12月31日時点の当グループのTier 1比率は12.5%（2011年12月末：10.7%）となった。一方、「バーゼル 2.5」基準に基づき、欧州銀行監督機構（EBA）の規則に従い算出される**コア Tier 1 比率**は、2011年12月31日時点の9.0%から、2012年12月末には10.7%に達し、年初来で165bpの上昇となった。上昇に主に寄与したのは、2012年通期の利益創出（+67bp、配当引当金の控除後）、当グループのリスク加重資産の削減、コーポレート&インベストメント バンキング部門のクレジットポートフォリオのレガシー資産ポートフォリオの最適化やローン売却のための措置（+77bp）である。2012年12月に完了したゲニキ銀行の売却は、2012年12月31日時点のコア Tier 1 比率に+3bp寄与した。

3. フランス国内ネットワーク部門

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
業務粗利益	8,165	8,161	0.0%	2,054	2,068	+0.7%
			0.0% (a)			0.0% (a)
営業費用	(5,248)	(5,264)	+0.3%	(1,358)	(1,382)	+1.8%
			-0.4% (b)			-0.8% (b)
営業総利益	2,917	2,897	-0.7%	696	686	-1.4%
			+0.8% (a) (b)			+1.6% (a) (b)
引当金繰入額	(745)	(931)	+25.0%	(237)	(300)	+26.6%
営業利益	2,172	1,966	-9.5%	459	386	-15.9%
当期純利益	1,428	1,291	-9.6%	302	254	-15.9%

(a) PEL/CEL関連控除後

(b) システミックリスクに対する銀行税控除後

フランス国内はマクロ経済環境の悪化が続いたが、2012年のフランス国内ネットワーク部門の事業活動は満足のいく内容となり、前回に続いて顧客基盤の底堅さを示した。

2012年中は、部門傘下の3企業（ソシエテ ジェネラル、クレディ デュ ノール、ブルソラマ）の個人顧客数が1,100万件を超えた（個人顧客は2012年中に16万2,000件増加）。

預金獲得をめぐる熾烈な競争環境が続くなか、預金残高は前年比5.4%増の1,416億ユーロとなった。顧客セグメント別では、個人顧客の預金受入高が好調で（6.0%増）、法人顧客も徐々に上向いた（1.7%増）。貯蓄の種類別では、定期預金と預金証書の受入（30.6%増）が預金の伸びをけん引した。特に、法人向け商品の「CAT Trésor+」（国債＋定期口座）の人气が寄与した。また、規制貯蓄も大幅に増加した。引き続き特に貢献度が高かったのは、2012年第4四半期の上限引き上げが寄与したLivret A（通帳預金口座）（残高31.4%増）、次いで「CSL +」（普通貯蓄口座）商品だった（CSL残高は6.8%増）。

2012年はこの預金残高の伸びに加え、生命保険市場が初の正味流出（前年比34億ユーロの正味流出）となるなか、当部門の生命保険業務は1億6,500万ユーロの正味資金流入を記録した。

フランス国内ネットワーク部門は、企業と個人のプロジェクトの資金調達を支え、引き続き顧客に資する強い姿勢を示し、積極的に経済を支えた。このことは、2012年の貸出残高が1,761億ユーロ（前年比3.2%増）になったことでも実証された。

法人顧客向けの貸出残高は795億ユーロだった（3.4%増）。営業ローン残高は9.0%増の128億ユーロ、投資ローン残高は2.2%増の641億ユーロだった。

個人向けの貸出残高は、引き続き住宅ローンの伸び（3.5%増）に支えられ、前年比2.9%増加した。しかし、住宅ローンの新規組成は市場と同調し、需要減退を背景に前年から大きく落ち込んだ。

2012年の平均預貸率は124%で、前年の127%から3ポイント改善した。同年第4四半期の平均預貸率は121%と、前年同期比2ポイントの低下だった。

収益面では当部門は堅調に推移し、業務粗利益は81億6,100万ユーロと、PEL/CEL関連の影響を除いて前年比横ばいだった。純受取利息は前年比1.0%増加し（PEL/CEL関連の影響を除く）、預金残高の増加が、目立ってきた再投資金利の低下を相殺した形となった。貸出利ざやは概ね安定していた。

手数料は前年比1.2%減少し、明暗入り混じる内容だった。サービス手数料は前年比2.1%増加した。法人顧客向けの取引が好調で（8.1%増）、個人顧客の金融取引取扱高の低調による金融手数料の減少（12.4%減）を一部相殺した。

2012年の営業費用は、システミックリスクに対する銀行税の影響（3,550万ユーロの損失）の修正再表示後では、コスト削減計画の実施効果により前年比0.4%減少した。コスト削減の中心は、IT費用の抑制と外部サービス業者の利用低下だった。

当部門の営業総利益は、前年比0.8%増の28億9,700万ユーロだった（PEL/CEL関連控除後およびシステミックリスクに対する銀行税の修正再表示後）。

低調なフランス経済を背景に、2012年の当部門のリスク引当比率は前年から9ポイント上昇し、50bpとなった。

2012年のフランス国内ネットワーク部門のグループ当期純利益への寄与は、前年比9.6%減の12億9,100万ユーロだった。

当部門の2012年第4四半期の業務粗利益は、PEL/CEL関連の影響を除き、前年同期比横ばいの20億6,800万ユーロだった。また、営業費用は13億8,200万ユーロだった。システミックリスクに対する銀行税の修正再表示後では、営業費用は前年同期比0.8%減少した。景気低迷を背景に、2012年第4四半期のリスク引当比率は65bpと大幅に上昇した。第4四半期の当部門のグループ当期純利益への寄与は、前年同期比15.9%減の2億5,400万ユーロにとどまった。

4. 国際リテール バンキング部門

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
業務粗利益	5,017	4,943	-1.5%	1,339	1,228	-8.3%
比較可能ベース*			-0.1%			-6.5%
営業費用	(2,988)	(3,077)	+3.0%	(765)	(829)	+8.4%
比較可能ベース*			+3.6%			+9.4%
営業総利益	2,029	1,866	-8.0%	574	399	-30.5%
比較可能ベース*			-5.4%			-27.0%
引当金純繰入額	(1,284)	(1,348)	+5.0%	(379)	(336)	-11.3%
営業利益	745	518	-30.5%	195	63	-67.7%
比較可能ベース*			-39.1%			-70.7%
連結調整勘定償却	0	(250)	-	0	0	NM
当期純利益	325	(51)	-	75	23	-69.3%

国際リテール バンキング部門では、2012年に3件の大きな出来事があった。まず、グループはギリシャでの急激な事業環境悪化を踏まえ、この数年、傘下の子会社を支援してきたが、ギリシャの銀行セクターの統合が進んだため、子会社の将来を見据えた別の強力な戦略を模索した。その結果、グループは2012年12月、子会社の**ゲニキ**の保有全株式（99.08%）をピレウス銀行に売却した。売却は2012年12月14日に実行され、その売却に伴い、コーポレートセンターの「他の資産の純損益」項目に3億7,500万ユーロの損失が計上されることとなった。ゲニキの営業成績は、2012年11月まで国際リテール バンキング部門の実績に含まれている（すなわち、2012年の国際リテール バンキング部門は、グループ当期純利益に対して、1億6,400万ユーロのマイナス寄与）。

また、2012年8月、グループは傘下のエジプト子会社、**ナショナル ソシエテ ジェネラル バンク (NSGB)** の過半数株式（77.17%）の取得に関して、カタール・ナショナル銀行（QNB）から関心があるとの表明を受けた。グループはQNBの申し出を受け入れた。QNBは2012年9月30日現在、NSGBの総資産価値を簿価の2倍と評価している。

最後に、グループは傘下の**ロシア**事業の合理化を進めたほか、傘下のベラルーシ子会社と債権回収業務を処分した。

ただし、これらの決定はグループの国際成長戦略の転換を示すものではない。国際リテール バンキング部門は、ロシアのトップ銀行を作ること、および成長性や銀行サービスの利用の点から高い潜在余力を持つ国々に絞り込んで事業を拡大することなど、引き続き戦略的地域の業務に注力していく。

欧州経済の減速が目立つなか、事業活動はプラスを維持した。2012年末現在、ギリシャとエジプトを除く当部門の貸出残高は、主に個人向けの好調な伸び（8.7%*増）を背景に前年比3.2%*増の628億ユーロとなった。預金残高は、中・東欧諸国の堅調な伸び（7.5%*増）を追い風に、前年比2.1%*増の619億ユーロとなった。全体の預貸率はほぼ均衡水準を維持した（2012年12月末で101%）。

収益面では、当部門の2012年の業務粗利益は49億4,300万ユーロと、2011年12月末から横ばい*で、地域によって違いが際立つ結果となった。ロシア、チェコ共和国、地中海沿岸地域、サハラ以南のアフリカでは増収を記録したが、ルーマニアおよびその他の中・東欧諸国は、主に景気減速が響いて減収となった。

2012年の**営業費用**は30億7,700万ユーロで、システミックリスクに対する銀行税（2012年第4四半期に3,030万ユーロの損失を計上）の修正再表示後では2.6%*増だった。インフレ水準と比べて増

加幅が穏やかだったのは、中・東欧の子会社での経費抑制（ロシアとルーマニアで大幅に減少）と最も活況な地域に絞り込んだ事業の有機的拡大によるものである。

2012年の当部門の営業総利益は18億6,600万ユーロだった。また、経費率は62.2%だった。

2012年の**引当金繰入純額**は13億4,800万ユーロだった（前年比46.0%*増）。これは特にルーマニアで、マクロ経済環境の急激な悪化による繰入額の大幅増加が生じたためである。

当部門の2012年の**グループ当期純利益への寄与は、5,100万ユーロのマイナス寄与**となったが、ギリシャの寄与と2012年第2四半期に計上したロシア関連ののれん代償却（2億5,000万ユーロのマイナス寄与）の修正再表示後では、3億6,300万ユーロのプラス寄与だった。

2012年第4四半期の当部門の業務粗利益は、主に欧州の景気減速が響いて12億2,800万ユーロだった（前年同期比6.5%*減）。第4四半期の営業費用は、システミックリスクに対する銀行税を除くと5.3%*増で、明暗入り混じる傾向を示した。ロシア、ルーマニア、チェコ共和国では営業経費が十分抑制されたが、サハラ以南のアフリカと地中海沿岸地域では営業網の拡大に伴って費用が増加した。グループ当期純利益への寄与は2,300万ユーロだった。

ロシアでは、2012年に子会社ロスバンクの組織改革が加速した。年間を通じて事業効率の改善に向けた対策が継続され、10%超の人員削減、ネットワーク構成のスリム化（入居スペースの合理化）のほか、グループの非戦略的事業（ベラルーシ、債権回収会社）の多くが売却された。これに加え、5%前後の高いインフレにもかかわらず、2012年は積極的なコスト管理が奏功し、営業経費は前年比1.5%*減少した。最後に、ルーブル建てローンの拡大（27.4%*増）に絞り込んだ営業戦略が実を結び、好調が続く個人向け貸出もあって業務粗利益は1.5%*増加した。2012年のロスバンクのグループ当期純利益への寄与は、のれん代償却の2億5,000万ユーロを除くと若干のマイナス寄与だったが、2012年下期は部門の当期純利益に3,900万ユーロのプラス寄与をした。

チェコ共和国では2012年、コメルチニバンカが貸出残高（4.8%*増）、預金残高（3.9%*増）とも、好調な営業成績を維持した。この結果、業務粗利益が前年比1.5%*増加した一方、営業費用は前年から横ばい*で推移した。コメルチニバンカによる2012年のグループ当期純利益への寄与は2億6,500万ユーロ（2012年第4四半期は5,800万ユーロ）で、景気減速の中でも利益を生み出す高い収益力を改めて示した。

ルーマニア（BRD）では、長引く事業環境の悪化に対応するため、グループは預金基盤の強化（5.1%*増）を図る一方、選別的な融資承認方針を維持した（2012年の貸出残高は概ね横ばい*）。貸出金利の低下に資金調達コストの増加が重なり、BRDの利ざやは悪化し、2012年の業務粗利益の減少（5.9%*減）につながった。これに対し、グループは引き続き厳しいコスト管理を実施した（人員削減効果もあり、2012年は2.2%*減少）。2012年は経済状況の急激な悪化を背景に、特に引当金繰入純額が大幅に増加して4億3,700万ユーロとなった。そのため、BRDの寄与は8,400万ユーロのマイナス寄与となった。

ギリシャを除く他の中・東欧諸国では、2012年を通じて預金の新規受入高が好調に推移し（前年比7.5%*増）、貸出業務も活発だった（2.5%*増）。特に、セルビア（17.6%*増）、ブルガリア（9.4%*増）の残高が急増した。業務粗利益は、利ざや圧迫の影響を受けて前年比2.6%*減少した。

地中海沿岸地域では、2012年中に新たに17支店を開設し、営業網を拡大した。貸出残高は個人顧客の増加（10.7%*増）を追い風に、エジプトを除いて2.2%*増加した。預金残高は2.9%*増加した。2012年の業務粗利益は11.7%*増となり、部門傘下の全企業が増収となった。モロッコとチュニジアは数量増効果、アルジェリアは国際貿易関連業務の好調が寄与した。営業費用は、営業網の拡大に伴って18.4%*増加した。2012年のグループ当期純利益への寄与は1億8,600万ユーロだった。特に留意すべき点は、NSGB（エジプト）が実際に売却されるまで（2013年第1四半期末に完了の見通し）、同行の収益は国際リテールバンキング部門の収益に含まれるが、関連する資産と負債は現行会計基準に従い、2012年12月31日の連結貸借対照表の特別項目に別途記載されていることである。

サハラ以南のアフリカでは、21 支店が加わり（8.3%増）、営業網は順調に拡大した。2012 年は、貸出残高が個人顧客向けの高い伸び（22.5%*増）を追い風に 4.5%*増加した一方、預金残高も 6.6%*増加した。この勢いを受けて業務粗利益は前年比 11.3%*増加したが、営業網の拡大に伴って営業費用も増加した（前年比 9.2%*増）。2012 年のグループ当期純利益への寄与は、3,700 万ユーロだった。

5. コーポレート&インベストメント バンキング部門

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
業務粗利益	5,980	6,189	+3.5%	655	1,460	X2.2
比較可能ベース*			+1.1%			X2.2
うちファイナンス&アドバイザリー	2,315	1,582	-31.7%	403	436	+8.2%
比較可能ベース*			-31.5%			+6.3%
うちグローバル マーケッツ ⁽¹⁾	4,141	4,875	+17.7%	776	1,029	+32.6%
比較可能ベース*			+14.0%			+31.4%
うちレガシー資産	(476)	(268)	+43.7%	(524)	(5)	+99.0%
営業費用	(4,748)	(4,189)	-11.8%	(1,299)	(957)	-26.3%
比較可能ベース*			-13.1%			-27.7%
営業総利益	1,232	2,000	+62.3%	(644)	503	-
比較可能ベース*			+54.1%			-
引当金繰入純額	(563)	(630)	+11.9%	(94)	(196)	X2.1
うちレガシー資産	(425)	(262)	-38.4%	(81)	(95)	+17.3%
営業利益	669	1,370	X2.0	(738)	307	-
比較可能ベース*			+86.6%			-
当期純利益	635	1,053	+65.8%	(482)	249	-

(1) うち「エクイティ」は2012年に20億8,500万ユーロ（前年：23億7,900万ユーロ）、「債券・為替・コモディティ」は同27億9,000万ユーロ（前年：17億6,200万ユーロ）

2011年下期の深刻なユーロ圏危機を受け、2012年も厳しい経済状況が続いた。市場では投資家の「模様眺め」の姿勢が長く続いた後、リスク資産への投資意欲が戻った。このため、コーポレート&インベストメント バンキング部門は堅実な実績を残しながら、リスクプロファイルの抑制と限られた経営資源の消費の引き締めを図り、クライアント重視のビジネスモデルへの再調整を継続した。

主力業務の業務粗利益は、前年比4.9%増の69億4,600万ユーロだった（貸出金売却に伴う正味割引額の4億8,900万ユーロを除く）。

グローバルマーケット業務は、業務粗利益が48億7,500万ユーロと、前年比17.7%の大幅増を記録した。同時に市場リスクのエクスポージャーは依然、低水準だった（2012年の平均VaRは3,100万ユーロで、2011年の3,800万ユーロを下回った）。

エクイティ業務の2012年の業務粗利益は、前年比12.4%減の20億8,500万ユーロだった。市場は年間を通じて、特に欧州で薄商いの状態が続いた。こうした市場環境の中でも、エクイティ業務の各商品は、フロー商品、ストラクチャード商品ともその事業基盤の競争力と底力を発揮している。2012年、SG CIBは「株式デリバティブの分野で最も革新的な投資銀行」に選ばれた（ザ・バンカー、2012年10月）。また、「株式デリバティブ・ハウス・オブ・ザ・イヤー」に選ばれた（リスクアワード2013年およびIFRアワード2012年）。さらに、SG CIBはワラント市場（2012年の市場シェア12.6%で世界首位）、およびETF市場（欧州第3位）で主導的立場を維持している。リクソーは2012年、「ベスト・マネージドアカウント・プラットフォーム」（ヘッジウィーク、2012年6月およびヘッジファンド・レビュー、2012年10月）を始め、数度にわたってそのマネージドアカウント・プラットフォームが賞を受けており、オルタナティブ投資とインデックス運用を中心に、その高い専門性に改めて注目が集まった。リクソーの2012年の運用資産残高は、736億ユーロから754億ユーロに増加した。

債券・為替・コモディティ業務の業務粗利益は、市場環境の改善と活発な営業基盤が寄与して大幅に増加した（前年比58%増の27億9,000万ユーロ）。これに伴い、クレジット、金利、ストラクチャード商品の業務粗利益は前年を上回った。SG CIBは2012年、フランス国債では第2位の活発なプ

ライマリーディーラーに選ばれ（Agence France Trésor、2013年1月）、知名度を上げた。また、「ユーロマネー債券投資家調査」において、「トレード・アイデア全般」と「クレジット・ストラテジー全般」の区分でトップに選ばれた。

ファイナンス&アドバイザー事業の業務粗利益は、貸出金処分計画（2011年の売却額は60億ユーロで正味割引額は1億6,300万ユーロ、2012年の売却額は100億ユーロで正味割引額は4億8,900万ユーロ）のマイナスの影響により、15億8,200万ユーロだった。この貸出金売却に伴う正味割引額を除いた業務粗利益は20億7,100万ユーロと、重点事業の見直しを受けて前年比16.4%の減少となった。2012年のストラクチャード・ファイナンス業務は、天然資源、輸出、インフラ関連のファイナンスを中心に堅調だった。一方、キャピタルマーケット業務の実績は明暗を分け、債券発行業務が高成績を上げたのに対し、株式発行業務は出来高不調に苦しんだ。SG CIBは2012年も多くの代表的案件に参加した。これらにはドルフィン・エナジー向けのプロジェクト・ボンドの発行、SNAM（Societa Nazionale Metanodotti）のENI（Ente Nazionale Idrocarburi）からのスピノフのための資金調達、エジプシャン・リファイニング・カンパニー向けのカイロの製油所の資金調達が含まれる。2011年同様、SG CIBは2012年6月のトレードファイナンス・マガジンから、「ベスト・エクスポートファイナンス・アレンジャー」および「ベスト・コモディティファイナンス・バンク」に選ばれた。最後に、SG CIBは債券・株式市場での地歩を固めている。ユーロ債券発行では第5位、ユーロの社債発行では第2位、フランスにおける株式および株式関連発行では第2位だった（トムソン・ロイター-IFR）。

最後に、グループは2012年も**レガシー資産**売却の方針を堅持し、名目ベースで105億ユーロを削減した（売却額82億ユーロ、償却額24億ユーロ）。レガシー資産の業務粗利益への寄与は、2億6,800万ユーロのマイナス寄与となった（2011年は4億7,600万ユーロのマイナス寄与）。

2012年の**営業費用**は大幅に減少し、2011年末に導入した人員削減およびコスト調整計画の効果が顕著に表れた。2011年第4四半期に計上したリストラ費用（2億1,500万ユーロ）、および2012年第4四半期に計上したフランスのシステミックリスクに対する銀行税割当分（5,000万ユーロ）の修正再表示後では、営業費用は8.7%減少した。2012年の主力業務の経費率は、貸出金売却に伴う正味割引額を除くと59.2%だった。

2012年の主力業務の**リスク引当比率**は依然、ポートフォリオの質を反映して低水準だった（2011年の11bpに対して31bp）。2012年のレガシー資産の引当金繰入純額は2億6,200万ユーロと、前年から減少した（2011年は4億2,500万ユーロ）。

コーポレート&インベストメントバンキング部門の主力業務によるグループ当期純利益への寄与は、貸出金売却に伴う正味割引額を除き、2012年第4四半期が3億5,500万ユーロ、2012年通期では18億700万ユーロだった（2011年第4四半期は6,200万ユーロ、2011年通期は14億2,200万ユーロ）。

当部門の2012年第4四半期の業務粗利益は14億6,000万ユーロだった。営業費用は9億5,700万ユーロ。また、2012年第4四半期のグループ当期純利益への寄与は2億4,900万ユーロだった（2011年第4四半期は4億8,200万ユーロのマイナス寄与）。

当部門の2012年のグループ当期純利益への寄与は10億5,300万ユーロだった（2011年は6億3,500万ユーロ）。

6. 専門金融サービス&保険部門

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
業務粗利益	3,443	3,489	+1.3%	849	894	+5.3%
比較可能ベース*			+1.4%			+5.1%
営業費用	(1,846)	(1,844)	-0.1%	(470)	(488)	+3.8%
比較可能ベース*			+0.3%			+4.8%
営業総利益	1,597	1,645	+3.0%	379	406	+7.1%
比較可能ベース*			+2.6%			+5.5%
引当金繰入額	(829)	(687)	-17.1%	(213)	(175)	-17.8%
営業利益	768	958	+24.7%	166	231	+39.2%
比較可能ベース*			+23.8%			+36.9%
当期純利益	297	674	X2.3	73	165	X2.3

注：2011年の当期純利益はのれん代評価損2億5,000万ユーロを含む。

専門金融サービス&保険部門は以下の事業により構成されている。

- (i) 専門金融サービス事業（車両オペレーショナルリース・車両管理、設備ファイナンス、消費者金融）
- (ii) 保険事業（生命保険、人的損害賠償保険、物的損害賠償保険）

制約的な環境の中、2012年通期の**専門金融サービス&保険部門**は、ビジネスモデルの最適化を進める一方で、堅固な業績を達成し、グループ当期純利益は2011年の5億4,700万ユーロ⁽²⁾から6億7,400万ユーロに拡大した。このような大幅な業績改善は当部門のリスク調整後資産の減少（前年比3.9%*減）を背景に達成された。

当部門は2012年を通じて様々な外部資金調達業務（フランスとドイツにおける自動車ローンの証券化、ドイツにおける預金調達業務の開始）を成功させた。その結果、2012年通期は総額42億ユーロの外部資金調達が行われた。

2012年通期の**車両オペレーショナルリース・車両管理事業**においては、管理車両数の監視された拡大の享受が続き、2012年12月末の管理車両台数は955,000台以上の水準（2011年12月末比で4.2%⁽¹⁾増）に達した。ALDオートモーティブは、特に自動車メーカーとの提携契約の進展や銀行のネットワークの活用を通じて、欧州市場でのリーダーとしての地位を強固なものとした。

選別戦略を展開させたことで、2012年通期の**設備ファイナンス事業**の新規契約高（ファクタリングを除く）は前年比11.1%*減の70億ユーロとなった。新規契約の利ざやが高水準で維持された。2012年12月末時点の契約残高（ファクタリングを除く）は2011年12月末比5.2%*減の178億ユーロであった。当事業は主要市場における地位を強化させ、競合他社からの認知度を高める（『リーシングライフ マガジン誌』の「ヨーロッパアン レッサー オブ ザ イヤー・アワード」と「SMEチャンピオン オブ ザ イヤー」を受賞）一方で、外部資金調達の拡大を中心に事業モデルの適合化を進めた。

脆弱な経済環境の中、2012年通期の**消費者金融事業**の新規貸出高は前年比3.7%*減の101億ユーロとなった。消費者金融貸出残高は前年比2.7%*減の219億ユーロであった。当事業では、ブルガリア、ウクライナ、インドにおける事業売却を通じた海外ネットワークの最適化や重点分野の見直しを継続させた。このような重点分野の見直しがコスト抑制とリスク管理の強化と相まって、2012年通期に当事業は黒字化を達成することとなった。

⁽¹⁾ グループ編成変更の影響の控除後

⁽²⁾ のれん代評価損の控除後

専門金融サービス事業の2012年通期の業務粗利益は前年を僅かに下回る（前年比1.0%*減の28億500万ユーロ）水準となった。2012年の営業費用は前年比1.0%*減の15億8,500万ユーロに低下した。2012年通期の純リスク引当は大幅に減少し、2011年の8億2,900万ユーロ（149bp）に対し、6億8,700万ユーロ（125bp）となった。営業利益は前年比32.3%*増の5億3,300万ユーロに拡大した。

2012年第4四半期の専門金融サービス事業の業務粗利益は前年同期比2.4%*増の7億1,500万ユーロとなり、一方で営業費用は前年同期比4.3%*増の4億2,000万ユーロに膨らんだ。リスク引当の19.2%*の減少を背景に、2012年第4四半期の営業利益は前年同期比50.5%*増の1億2,000万ユーロに拡大した。

環境の悪化にもかかわらず、2012年通期の**保険事業**は良好な業績を示した。生命保険の純資金流入は7,000万ユーロとなり、2012年12月末現在の契約残高は796億ユーロ（2011年12月末比4.2%*増）に上った。人的損害賠償保険と物的損害賠償保険事業は、リテールバンキングの顧客向けの保険販売率の継続的な拡大と新保険商品（フランスにおける新たな健康保険、ロシア向けの自動車保険）の販売を背景に、フランス内外で引き続き力強さを示した。2012年通期の人的損害賠償保険と物的損害賠償保険事業の受取保険料収入はそれぞれ前年比23.0%*と9.3%*の増加（2012年第4四半期は前年同期比22.6%*と8.2%*の増加）となった。

保険事業の2012年通期の業務粗利益は前年比12.5%*増の6億8,400万ユーロに拡大した。また、2012年第4四半期の業務粗利益は前年同期比17.8%*増の1億7,900万ユーロとなった。

7. プライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門

単位：百万ユーロ	2011年 通期	2012年 通期	増減	2011年 第4四半期	2012年 第4四半期	増減
銀行業務純益	2,169	2,160	-0.4%	500	553	+10.6%
比較可能ベース*			-2.8%			+9.0%
営業費用	(1,967)	(1,905)	-3.2%	(498)	(486)	-2.4%
比較可能ベース*			-5.6%			-3.8%
営業利益	189	245	+29.6%	13	66	X5.1
比較可能ベース*			+27.7%			X4.4
連結調整勘定償却	(65)	(580)	-	(65)	(380)	-
当期純利益	171	(293)	-	(45)	(308)	-
うちプライベートバンキング	115	93	-19.1%	13	27	X2.1
うちアセットマネジメント	99	(58)	-	18	34	+88.9%
うちSG SSおよびブローカー	(43)	(328)	-	(76)	(369)	-

プライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、以下の 4 事業により構成されている。

- (i) プライベートバンキング事業 (ソシエテジェネラルプライベートバンキング)
- (ii) アセットマネジメント事業 (アムンディ、TCW)
- (iii) ソシエテジェネラル セキュリティーズ サービス事業 (SGSS)
- (iv) ブローカー事業 (ニューエッジ)

2012 年通期のプライベートバンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は業務基盤の強化を進め、(TCW とニューエッジに係るのれん代評価損を除いた) グループ当期純利益への寄与は大幅に拡大し、前年比 21.6%増の 2 億 8,700 万ユーロとなった。

個人および機関投資家による慎重姿勢に加えて、市場の低迷と低金利が引き続きマクロ経済環境を特徴付けた。その中で、2012 年通期の当部門の業務粗利益は限定的な減少にとどまり、前年比 2.8%*減 (絶対ベースでは前年比横ばい) の 21 億 6,000 万ユーロとなった。営業費用は引き続き営業効率の改善努力からの恩恵を享受し、前年比 5.6%*減の 19 億 500 万ユーロに縮小した。その結果、2012 年通期の営業総利益は前年を 24.5%*上回る 2 億 5,500 万ユーロとなった。

2012 年第 4 四半期の当部門の業務粗利益は前年同期比 9.0%*増の 5 億 5,300 万ユーロとなり、一方で営業費用は 3.8%*減の 4 億 8,600 万ユーロに低下した。その結果、2012 年第 4 四半期の営業総利益は前年同期の 200 万ユーロから大幅に改善し 6,700 万ユーロとなった。のれん代評価損を除いた当部門のグループ当期純利益への寄与は前年同期の 2,000 万ユーロから 7,200 万ユーロに拡大した。

プライベートバンキング事業

2012 年通期のプライベートバンキング事業は市場の不透明性や投資家の慎重姿勢にもかかわらず、その事業基盤を強固なものとした。2012 年 12 月末時点の運用資産残高は前年末比 1.5%増の 861 億ユーロに達した。この運用資産残高は、10 億ユーロの資金流入、26 億ユーロのプラスの「市場」効果、マイナス 4 億ユーロの「為替」効果、マイナス 20 億ユーロの「構造変化」の効果の寄与を織り込んでいる。

レバレッジ削減の影響は利ざやがよく持ちこたえたことで一部相殺され、当事業の 2012 年通期の収益は前年比 2.4%*減の 7 億 5,700 万ユーロにとどまった。コスト削減政策を背景に営業費用は前年比 1.3%*減の 6 億 2,400 万ユーロとなった。

2012 年通期の営業総利益は 1 億 3,300 万ユーロ (2011 年 : 1 億 4,300 万ユーロ) となった。当事業のグループ当期純利益への寄与は 2011 年の 1 億 1,500 万ユーロから 9,300 万ユーロに減少した。

当事業の第4四半期の収益は前年同期比26.7%*増の2億200万ユーロとなった。変革関連費用とシステミックリスクに対する銀行税の事業への再配分が響き、営業費用は前年同期を6.7%*上回る1億6,200万ユーロに膨らんだ。営業総利益は4,000万ユーロとなり、グループ当期純利益への寄与は2,700万ユーロであった。

2012年にソシエテ ジェネラルは『ユーロマネー誌』から、フランスにおける「ベスト プライベート バンク」(3年で2回目の受賞)、「ベスト プライベート バンク イン モナコ」、9年連続で「ベスト プライベート バンク イン ウェスタン ヨーロッパ フォア イッツ オファー イン ストラクチャード プロダクツ」を授与された。これらのアワードの受賞は、「ベスト プライベート バンク イン ルクセンブルグ」と「ベスト プライベート バンク イン ミドル イースト」(『プロフェッショナル ウェルスマネジメント バンカー誌』と『バンカー ミドルイースト誌』、2012年)などの受賞を補完するものである。

アセット マネジメント事業

2012年通期のTCWの資金流入は、前年比52.2%増と大きく拡大し35億ユーロとなった。94億ユーロのプラスの「市場」効果、マイナス1億ユーロの「為替」効果、27億ユーロのプラスの「構造変更」効果を織り込んだ2012年12月末現在のTCWの運用資産残高は(2011年12月末の910億ユーロから)1,066億ユーロに増加した。

2012年通期のアセット マネジメント事業の業務粗利益と営業費用は、営業利益には影響を及ぼさない会計方針の変更を主因に、それぞれ8.6%*減の3億3,800万ユーロ、21.0%*減の2億8,900万ユーロとなった。営業費用は2011年の業務訴訟問題の終結からも影響を受けた。

2012年通期の営業総利益は前年の2011年の200万ユーロから大幅に拡大し4,900万ユーロとなった。

アムンディの2012年通期の寄与は、2011年の9,800万ユーロに対し1億1,500万ユーロであった。

2012年第4四半期の業務粗利益は前年同期比16.2%*減の8,800万ユーロに低下した。営業費用は前年同期比27.5%*減の7,400万ユーロとなった。その結果、営業総利益は1,400万ユーロ(前年同期:300万ユーロ)に拡大した。2012年第4四半期のグループ当期純利益への寄与は3,400万ユーロ(前年同期:1,800万ユーロ)となり、その中で持分法に基づくアムンディの寄与は2,800万ユーロであった。

ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービス事業 (SGSS)、ブローカー事業 (ニューエッジ)

2012年通期のセキュリティーズ サービス事業の業況は健全な伸びを示し、期末にはスイス ライフ AM、アリアンツ GIF、アバディーン AMと新たな資産運用委託契約を締結した。2012年12月末現在のセキュリティーズ サービス事業の預かり資産残高と運用資産残高はそれぞれ2011年12月末比3.6%増の3兆4,490億ユーロ、同10.4%増の4,560億ユーロに拡大した。

市場全体の出来高減少にもかかわらず、2012年のニューエッジの市場シェアは(2011年12月末の11.5%から)11.8%に上昇した。

2012年通期のセキュリティーズ サービス事業とブローカー事業の収益は前年を僅かに(前年比1.1%*減の10億6,500万ユーロ)下回った。これらの事業の2012年通期の営業費用は、継続的な営業効率の改善努力が奏功し、2011年の水準を一段と下回る2.7%*減の9億9,200万ユーロとなった。営業総利益は(2011年の5,700万ユーロから)7,300万ユーロに増加し、(のれん代評価損を除いた)当事業のグループ当期純利益への寄与は2011年の2,200万ユーロから5,200万ユーロに拡大した。

2012年第4四半期の収益は前年同期比8.3%*増の2億6,300万ユーロとなった。営業費用は2億5,000万ユーロとなり、ほぼ前年同期並の水準であった。第4四半期の営業総利益は1,300万ユーロ、(のれん代評価損を除く)グループ当期純利益への寄与は1,100万ユーロであった。

8. コーポレート センター

2012年通期のコーポレートセンターの収益は、主に以下の要因を受け、18億3,200万ユーロの損失（2011年：8億6,200万ユーロの利益）を計上した。また、2012年第4四半期の収益は前年同期の6億1,300万ユーロの利益に対し、10億7,300万ユーロの損失となった。

- 当グループの金融債務の再評価額は、2012年第4四半期の6億8,600万ユーロの損失を含む12億5,500万ユーロの損失（2011年は2011年第4四半期の7億ユーロの利益を含む11億7,700万ユーロの利益）
- 企業向けローンポートフォリオをヘッジするために使用した信用デリバティブ商品の2012年通期の再評価額は、2012年第4四半期の2,600万ユーロの損失を含む5,600万ユーロの損失（2011年は2011年第4四半期の2,800万ユーロの利益を含む6,600万ユーロの利益）

2012年の「システミックリスク」に対するフランスの銀行税全額が、2012年第4四半期に事業に対して再配分された。このような修正再表示は2012年第4四半期のコーポレートセンターの営業費用に1億300万ユーロのプラス効果を及ぼした。2012年通期の営業費用は、2011年の2億3,900万ユーロに対し1億5,900万ユーロとなり、2011年にコーポレートセンターが計上した「システミックリスク」に対するフランスの銀行税6,700万ユーロを修正再表示した営業費用は実質横ばいとなった。

2012年通期の純リスク引当には業務訴訟問題に係る3億ユーロの引当金積み増しとギリシャ国債リスクに対する追加的な引当金（2011年の8億9,000万ユーロに対し2,200万ユーロ）が含まれる。

最後に、コーポレートセンターはゲニキに関連する3億7,500万ユーロの損失とTCWに係る8,600万ユーロの損失を含む5億900万ユーロの損失をその他資産の純損益として計上した。

9. 結論

グループの変革は、大幅な構造的変化（グループの財務モデルの見直し、事業の重点分野の見直し、資産売却など）や、コスト抑制策や乏しい資源とリスクを厳密に管理する諸施策に反映されている。このような取り組みを通じて、ソシエテ ジェネラルは、ユニバーサルバンク業務の発展に邁進し、顧客に資する強い姿勢を堅持し、リーダーとしての地位を活用することが引き続き可能となっている。

基礎的なグループ当期純利益を 34 億ユーロに拡大させ、1 年間で+165bp となる「バーゼル 2.5」基準によるコア Tier1 比率 10.7%を達成したソシエテ ジェネラルは、そのバランスシート構造を再び大幅に強化させることに成功した。

グループは、将来的な流動性規制要件に適合し、2013 年末までには「バーゼル III」基準によるコア Tier1 比率の目標値である 9%~9.5%を達成できると確信している。

2013 年にソシエテ ジェネラルは「アンビション SG2015」計画の第 2 ステージに乗り出す意向である。第 2 ステージは、収益拡大とコストシナジーを主眼とする主力事業の組織構造の簡素化と再構築を行う計画が中心となる。

このような組織構造の改革は以下の3部門を中心に実施される予定である。

- フランス国内ネットワーク部門
- 国際リテールバンキングと専門金融サービス&保険を含む第 2 の部門
- コーポレート&インベストメントバンキング、プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネージメント&サービスを含む第 3 の部門

このような新たな組織構造の詳細は近い将来に明確化され、グループの営業効率を向上させる中央組織機能の簡素化も含まれる予定である。

本文書にはソシエテジェネラルグループの目標・戦略に関する予測・意見が含まれています。これらの予測は、一般事項と特別事項（特別の定めのない限り、主に、欧州連合が採択している国際財務報告基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のプルデンシャル規制の適用）の両方を含む、一連の前提に基づいています。本情報は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。

- 当グループの事業に影響をもたらす可能性のある全てのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが当グループの業務に与える可能性のある影響を評価すること。
- リスクまたは複合リスクにより、実際の業績が本文書に記載されている予測とどの程度異なるかを正確に判断すること。

これらの予測は実現しない可能性があります。投資家の皆様におかれましては、本文書が提供する情報に基づいて投資上の決定をされる際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。特に明記しない限り、ランキングは内部資料によるものです。

グループの主要指標 - 2012年通期および第4四半期

1) 連結損益計算書

(単位: 百万ユーロ)	通 期				第 4 四半期			
	2011年	2012年	増減(%)		2011年	2012年	増減(%)	
業務粗利益	25,636	23,110	-9.9	-10.3*	6,010	5,130	-14.6	-14.5*
営業費用	(17,036)	(16,438)	-3.5	-4.1*	(4,401)	(4,138)	-6.0	-6.5*
営業総利益	8,600	6,672	-22.4	-22.4*	1,609	992	-38.3	-36.6*
引当金繰入純額	(4,330)	(3,935)	-9.1	+5.6*	(1,075)	(1,314)	+22.2	+44.0*
営業利益	4,270	2,737	-35.9	-42.0*	534	(322)	-	-*
固定資産売却益	12	(507)	-		(72)	(16)	+77.8	
持分法適用会社純利益	94	154	+63.8		(16)	50	-	
連結調整勘定償却	(265)	(842)	-		(65)	(392)	-	
法人税	(1,323)	(334)	-74.8		(181)	284	-	
少数株主持分控除前当期純利益	2,788	1,208	-56.7		200	(396)	-	
非支配持分損益	403	434	+7.7		100	80	-20.0	
当期純利益	2,385	774	-67.5	-68.8*	100	(476)	-	-*
年率換算グループ ROTE(%)	7.5%	1.4%						
Tier 1 自己資本比率	10.7%	12.5%			10.7%	12.5%		

(*) グループの組織変更に伴う調整と固定為替レートに基づく

2) 主要部門別税引後純利益

(単位: 百万ユーロ)	通 期			第 4 四半期		
	2011年	2012年	増減(%)	2011年	2012年	増減(%)
フランス国内ネットワーク	1,428	1,291	-9.6	302	254	-15.9
国際リテール バンキング	325	(51)	-	75	23	-69.3
コーポレート&インベストメントバンキング部門	635	1,053	+65.8	(482)	249	-
専門金融サービス&保険	297	674	X2.3	73	165	X2.3
プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス	171	(293)	-	(45)	(308)	-
プライベート バンキング	115	93	-19.1	13	27	X2.1
アセットマネジメント	99	(58)	-	18	34	+88.9
SGSS&ブローカー	(43)	(328)	-	(76)	(369)	-
主力事業部門	2,856	2,674	-6.4	(77)	383	-
コーポレート センター部門	(471)	(1,900)	-	177	(859)	-
グループ合計	2,385	774	-67.5	100	(476)	-

連結貸借対照表（単位：十億ユーロ）

資産	2012年12月31日	2011年12月31日	増減 (%)
現金および中央銀行預け金	67.6	44.0	+54
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融資産	484.0	422.5	+15
ヘッジ目的デリバティブ	15.9	12.6	+26
売却可能金融資産	127.7	124.7	+2
銀行預け金	77.2	86.5	-11
顧客貸出金	350.2	367.5	-5
リース債権および類似契約	28.7	29.3	-2
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	4.4	3.4	+29
満期保有目的金融資産	1.2	1.5	-20
税金資産およびその他の資産	59.7	61.0	-2
売却目的保有非流動資産	9.4	0.4	X23.5
繰延利益配分	0.0	2.2	-100
有形および無形固定資産その他	24.7	25.8	-4
資産の部合計	1,250.7	1,181.4	+6

負債	2012年12月31日	2011年12月31日	増減 (%)
中央銀行預金	2.4	1.0	X2.4
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融負債	411.4	395.2	+4
ヘッジ目的デリバティブ	14.0	12.9	+9
銀行預金	122.0	111.3	+10
顧客預金	337.2	340.2	-1
証券形態の債務	135.7	108.6	+25
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	6.5	4.1	+59
税金負債およびその他の負債	59.4	60.7	-2
売却目的保有非流動負債	7.3	0.3	X24.3
保険会社の責任準備金	90.8	83.0	+9
引当金繰入純額	2.8	2.5	+12
劣後債務	7.1	10.5	-32
株主資本	49.8	47.1	+6
非支配持分	4.3	4.0	+8
負債合計	1,250.7	1,181.4	+6

財務情報の基準となる事項

1- 2012年12月31日に終了した当グループの連結決算は、2013年2月12日の取締役会において承認された。

2012年12月31日に終了した事業年度の財務情報は、この日付において適用されており、欧州連合が採択している、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した方法により作成されている。会計監査人は現在、本連結財務諸表の監査を行っている最中である。

2- **グループ ROE** は、IFRS 基準によるグループの平均株主資本に基づいており、(i)株主資本の部に直接計上された未実現または繰り延べキャピタルゲインもしくはキャピタルロス（転換準備金を除く）、(ii)超劣後債、(iii)株主資本として認識された永久劣後債、を除外し、(iv)超劣後債および修正再表示された永久劣後債に係る支払利息を控除したうえで算出している。また、ROEの算出に使用したグループ当期純利益は、超劣後債に係る当期分の税引き後支払利息、および2006年以降は、超劣後債および修正再表示された永久劣後債に係る税引き後支払利息（2012年12月末は2億9,300万ユーロ）、および税引き後キャピタルゲインと超劣後債の買戻しに係る未払い利息（2012年12月末は200万ユーロ）を除外したものである。

2012年1月1日より、事業間の資本配分では期初時点で9%のリスクウェートを適用する（従来は7%）。それに伴い、既に公表された四半期情報の配分資本に関連するデータの修正を実施した。同時に、標準的資本報酬率は各事業の過去の収益に対する複合効果が中立的になるよう調整した。

3- **普通株 1 株当たり利益**を算出する上で、「グループ当期純利益」を以下の項目に係る税引き後支払利息において修正した（利益の場合は削減し、損失の場合は追加）。

- (i) 超劣後債（2012年12月末は2億6,600万ユーロ）
- (ii) 株主資本として認識された永久劣後債（2012年12月末は2,700万ユーロ）

従って、普通株 1 株当たり利益は、修正後の当期純利益を平均発行済み株式数から自己株式を控除した数字で除して求める。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および (b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は平均発行済み株式数に含まれる。

4- **純資産**は、以下を除くグループ株主資本より構成される (i) 超劣後債（53億ユーロ）、従来は負債に分類されていた永久劣後債（16億ユーロ）、(ii) 超劣後債および永久劣後債に係る支払利息。ただし、トレーディング目的で保有する自己株式および流動性契約に基づき保有する自己株式の帳簿価額は含まれている。**有形純資産**は、資産の正味のれん代および持分法適用のれん代を調整する。1株当たり純資産価値または1株当たり有形純資産価値の算出に使用した株式数は、2012年12月31日現在の発行済み株式数から自己株式および金庫株を控除したものである。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および (b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は含まれている。

5- ソシエテジェネラルグループの**コア Tier 1 資本**とは、Tier 1 資本から Tier 1 に算入可能なハイブリッド商品の残高およびバーゼル II に基づく控除率を差し引いたものである。この控除率とは、コア Tier 1 から Tier 1 資本に算入可能なハイブリッド商品を差し引いたものと、コア Tier 1 資本との割合に相当する。

2011年12月31日以降、コア Tier 1 資本とはバーゼル II 基準の Tier 1 資本から Tier 1 に算入可能なハイブリッド資本を差し引き、規制に定められている Tier 1 の控除を適用したものである。

6- 当グループの **ROTE** は有形資本を基準に算出し、累積平均帳簿資本（当グループの持分）、資産の正味のれん代の平均および持分法適用会社の保有株式に関するのれん代の平均などは控除する。ROTEの算出に使用した当期純利益は、超劣後債に係る当期分の税引き後支払利息（当期分の第三者に支払った発行手数料および超劣後債の発行プレミアムに係る割引料、超劣後公社債の償還プレミアムを含む）、当期に株主資本として認識された永久劣後債に係る税引き後支払利息（当期分の第三者に支払った発行手数料および永久劣後債の発行プレミアムに係る割引料を含む）、および税引き後キャピタルゲインと超劣後債の買戻しに係る未払い利息（2012年12月末は200万ユーロ）を除外したものである。

7- 基礎となる数値に関する情報

基礎となる数値に関する情報は、以下の項目に関して修正再表示された会計上の数値に対応している。

- 2011年度

2011年	業務粗利益	営業費用	その他	引当金純繰入額	当期純利益	
金融債務の再評価	1,177				772	コーポレートセンター
CDS時価評価	66				43	コーポレートセンター
ギリシャのソブリン エクスポージャー				(890)	(622)	コーポレートセンター
事業再編	(11)	(230)	(12)		(176)	コーポレート&インベストメントバンキング & 国際リテールバンキング
減損損失&キャピタルロス			(362)		(360)	専門金融サービス&保険、グローバルインベストメントマネジメント&サービス、コーポレートセンター
レガシー資産を除くSG CIBのレバレッジの削減	(163)*				(124)*	コーポレート&インベストメントバンキング
レガシー資産	(476)	(60)		(425)	(663)	コーポレート&インベストメントバンキング
合計					(1,130)	グループ

* 経営情報

- 2012年度

2012年	業務粗利益	営業費用	その他	引当金純繰入額	当期純利益	
レガシー資産	(268)	(74)		(262)	(416)	コーポレート&インベストメントバンキング
SG CIBの主力事業のレバレッジの削減	(489)*				(338)*	コーポレート&インベストメントバンキング
金融債務の再評価	(1,255)				(822)	コーポレートセンター
CDS時価評価	(56)				(37)	コーポレートセンター
ギリシャのソブリン エクスポージャー				(22)	(16)	コーポレートセンター
Tier 2債務の買戻し	305				195	コーポレートセンター
訴訟問題に対する引当金				(300)	(300)	コーポレートセンター
減損損失&キャピタルロス			(580)		(580)	プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス
減損損失&キャピタルロス	(90)		(250)		(309)	国際リテールバンキング
減損損失&キャピタルロス			(502)		29	コーポレートセンター
合計					(2,594)	グループ

* 経営情報

2012年度の数值は、年度内に実施された売却および再評価を考慮して修正再表示されている。別段の定めがない限り、変動は現在の企業構造および為替レートにより表示されている。

8- 資金調達済バランスシートおよび預貸率

資金調達済バランスシートは、保険子会社の寄与を控除し、また、デリバティブ、現先取引、調整勘定を控除した後の当グループのバランスシートを表している。資金調達済バランスシートは以下を反映するために2012年第4四半期に修正再表示された：a) 従来「顧客預金」に分類されていた、現先取引に基づき顧客に引き渡した有価証券および資産（取引先のSGユーロCTの、2011年は110億ユーロおよび2012年は70億ユーロ相当の残高の控除後）の「現先取引および有価証券の貸借」への再分類；b) 資金調達済バランスシートでの、保険子会社の資産および債務の詳細な修正再表示；c) 国際会計基準（IAS）第39号の改訂で定める要件に従い、2008年に貸付・売掛債権に再分類された原金融資産の再統合；d) 従来「顧客貸出」に分類されていた金融専門会社のオペレーショナルリース固定資産の「長期資産」への再統合。

2011年および2012年の、再分類を実施する前後の資金調達済バランスシートは以下の通り。

保険子会社の修正再表示および再分類前（単位：十億ユーロ）

	Dec-11	Dec-12	Dec-12	Dec-11	
中央銀行への正味預金	43	65	66	46	短期資金調達
銀行間貸出	39	44	65	69	銀行間の短期預金
顧客関連 トレーディング資産	59	101	2	4	その他
有価証券	72	64	149	130	中長期資金調達
顧客貸出	405	384	337	336	顧客預金
長期資産	18	16	54	51	株式
総資産	636	674	674	636	総負債

保険子会社の修正再表示および再分類後（単位：十億ユーロ）

	Dec-11	Dec-12	Dec-12	Dec-11	
中央銀行への正味預金	43	65	66	46	短期資金調達
銀行間貸出	31	36	65	69	銀行間の短期預金
顧客関連 トレーディング資産	37	88	8	11	その他
有価証券	68	60	149	130	中長期資金調達
顧客貸出	387	369	311	295	顧客預金
長期資産	34	34	52	50	株式
総資産	601	652	652	601	総負債

従って、2012年の間に発表された一連の資金調達済バランスシートは以下の通りであった。

単位：十億ユーロ	資産					負債					
	31 Dec. 11	31 Mar. 12	30 June 12	30 Sept . 12	31 Dec. 12	31 Dec. 12	30 Sept . 12	30 June 12	31 Mar. 12	31 Dec. 11	
中央銀行への正味預金	43	50	55	78	65	66	69	56	54	46	短期資金調達
銀行間貸出	31	38	45	44	36	65	72	58	58	69	銀行間の短期預金
顧客関連 トレーディング 資産	37	52	47	69	88	8	9	11	10	11	その他
有価証券	68	64	64	62	60	149	143	137	143	130	中長期資金調達
顧客貸出	387	386	383	378	369	311	319	314	309	295	顧客預金
長期資産	34	34	34	33	34	52	52	51	51	50	株式
総資産	601	624	628	665	652	652	665	628	624	601	総負債

再分類されたSGユーロCTの残高は、2012年第1四半期は83億ユーロ、2012年第2四半期は83億ユーロ、2012年第3四半期は73億ユーロ、2012年第4四半期は69億ユーロだった。

当グループの預貸率は、定義されている顧客貸出と顧客預金との比率を算出して求めている。2012年12月31日時点の預貸率は修正再表示および再分類前で114%、修正再表示および再分類後では118%だった。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

(1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されている。ソシエテ ジェネラルは、信用機関に適用される法令の規定に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人および法人と以下の業務を行うことを会社の目的とする。

－あらゆる銀行取引

－銀行業務に関連するあらゆる取引（フランス財政金融法L. 321-1およびL. 321-2に基づく投資サービスおよび提携サービスを含む。）

－他の会社の持分のあらゆる取得

ソシエテ ジェネラルは、フランス金融・銀行規制委員会に定められた条件に定義されている通り、上記以外のあらゆる取引（保険代理業務を含む。）を日常的に行うことができる。

一般に、ソシエテ ジェネラルは、自己のため、第三者の代理として、または共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、または上記業務の遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産取引の業務を行うことができる。

(2) 事業の内容

ソシエテ ジェネラル グループは、フランスに本部を有し、個人および法人顧客に幅広い銀行および金融サービスを提供する多数のフランス内外の銀行、ノンバンク子会社、関連会社から構成されている。

当グループは以下の部門から構成されている。すなわち、フランス国内ネットワーク部門、国際リテール バンキング部門、専門金融サービス&保険部門、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門ならびにコーポレート&インベストメント バンキング部門からなる。

ソシエテ ジェネラルのリテール バンキング事業は、個人、個人事業主、非営利団体、地方公共団体、企業を含むあらゆるリテール顧客に対しユニバーサル バンキング サービスを提供している。フランス国内では、これらのサービスはソシエテ ジェネラルの2,305近くに上る支店、クレディ デュ ノールの938近くの支店およびブルソラマ（オンライン バンキング）を通じて提供している。フランス国外においては、リース、消費者金融その他の専門子会社および非専門支店を通じてリテール バンキングおよび金融サービスを提供している。

グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、ソシエテ ジェネラル プライベート バンキングのプライベート バンキング、アムンディ（2010年1月1日に開始したクレディ アグリコル アセット マネジメントとのパートナーシップ）およびTCWのアセット マネジメント、ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービスズの証券サービスならびにニューエッジのデリバティブのブローカレッジを網羅している。

コーポレート&インベストメント バンキング部門は、多国籍企業、機関投資家、地方公共団体、金融機関といった顧客に対し、様々な事業ラインから専門的能力に定評のあるチームを動員して調

和のとれたサービスを提供する。当グループの資本市場に関する専門知識、ヘッジングテクニックを使いこなす能力、および助言の経験は、当グループの貸出能力の補完に役立っている。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
年度末財政状態					
株式資本（単位：百万ユーロ） ⁽¹⁾	970	933	925	726	583
発行済株式数 ⁽²⁾	776,079,991	746,421,631	739,806,265	580,727,244	466,582,593
業績（単位：百万ユーロ）					
銀行業務総利益およびその他利益 ⁽³⁾	31,197	26,714	29,577 ^(**)	36,238	43,940
税、減価償却費、償却費、引当金、従業員賞与および一般積立金控除前利益	4,980	4,057	5,693	(836)	(2,248)
従業員賞与	31	15	22	45	29
法人所得税	(205)	817	(554)	(1,956)	(1,932)
純利益	1,019	1,362	922	(2,964)	(961)
支払配当金合計	-	1,306	185	697	420 ^(*)
1株当たり利益（単位：ユーロ）					
税引後、減価償却費、償却費および引当金控除前利益	6.64	4.32	8.41	1.85	(0.74)
純利益	1.31	1.82	1.25	(5.10)	(2.06)
1株当たり支払配当金	-	1.75	0.25	1.20	0.90
人件費					
従業員数	47,540	46,316	46,181	45,698	44,768
給与総額（単位：百万ユーロ）	3,298	3,340	3,109	2,813	2,647
従業員福利厚生費（社会保険その他）（単位：百万ユーロ）	1,349	1,443	1,394	1,212	1,343

(*) 2007年度の事業について提案された配当は、長期資本利得の特別準備金から差し引かれた。

(**) 2009年12月31日に公表された財務書類に関連して調整された額である。

- (1) ソシエテ ジェネラルは、2011年に数回にわたって1,067.5百万ユーロの発行プレミアムを伴う37.1百万ユーロの増資を行った。
- － 29.9百万ユーロの増資は、配当のためのものであり、858.8百万ユーロの発行プレミアムを伴った。
 - － 7.2百万ユーロの増資は、従業員のために積み立てられたものであり、208.7百万ユーロの発行プレミアムを伴った。
- (2) 2011年12月31日現在のソシエテ ジェネラルの普通株式は、額面1株当たり1.25ユーロの株式776,079,991株から構成されている。
- (3) 銀行業務総利益およびその他利益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引純益およびその他の営業利益から構成されている。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2011年 ⁽¹⁾	2010年 ⁽¹⁾	2009年 ⁽¹⁾	2008年 ⁽¹⁾	2007年
業績 (単位：百万ユーロ)					
銀行業務純益	25,636	26,418	21,730	21,866	21,923
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を除いた営業利益	4,270	5,713	116	3,683	6,713
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を含めた営業利益					1,802
非支配持分利益控除前純利益	2,788	4,302	1,108	2,773	1,604
グループ当期純利益	2,385	3,917	678	2,010	947
フランス国内ネットワーク部門	1,428	1,233	1,007	1,287	1,375
国際リテールバンキング部門	325	492	459	633	686
専門金融サービス&保険部門	297	343	26	469	600
グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門	171	289	201	329	652
コーポレート&インベストメントバンキング部門	635	1,730	663	(2,062)	(2,221)
コーポレートセンター	(471)	(170)	(1,678)	1,354	(145)
業務 (単位：十億ユーロ)					
資産負債合計	1,181.4	1,132.1	1,023.7	1,130.0	1,071.8
顧客貸出金	367.5	371.8	344.4	354.6	305.2
顧客預金	340.2	337.4	300.1	282.5	270.7
運用資産 ⁽²⁾	176 ⁽³⁾	172 ⁽³⁾	344	336	435
株主資本 (単位：十億ユーロ)					
グループ株主資本	47.1	46.4	42.2	36.1	27.2
総連結資本	51.1	51.0	46.8	40.9	31.3
平均従業員数 ⁽⁴⁾	159,616	155,617	156,681	163,062	134,738

- (1) 2008年、2009年、2010年および2011年における変更点
- －以前グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門に計上されていたブルソラマは、2008年1月1日以降、フランス国内ネットワーク部門に含まれている。
 - －SGAMオルタナティブ インベストメントのストラクチャード商品、インデックス トラッキング商品およびオルタナティブ投資商品は、リクソー アセット マネジメントのものと統合され、2010年1月1日以降はコーポレート&インベストメント バンキング部門に組み込まれている。
 - －2010年1月1日以降、アムンディ（ソシエテ ジェネラルが資産管理部門の25%を所有、75%をクレディ アグリコルが所有）による財政上の寄与は、「持分法投資純利益」に計上される。
 - －当グループは、2009年第1四半期に組織構造を再編成した。コーポレート&インベストメント バンキング部門の一部であったすべての不動産関連子会社（ODIPROMを除く。）は、現在フランス国内ネットワーク部門の一部になった。移行された主な事業体は、GENEFIM、SOGEPROMおよびGENEFIMMOならびにそれぞれの子会社である。
 - －2010年1月1日以降、以前コーポレート センターの一部であったSGAM AI クレジット プラスおよびSGAM AI クレジット プラス オポチュニテは現在、コーポレート&インベストメント バンキング部門の一部になった。当グループはさらに、売却可能証券および満期保有証券に分類されていた証券ポートフォリオをコーポレート センターからコーポレート&インベストメント バンキング部門に移行した。
- (2) リクソーにより管理されている資産を除く。
- (3) リクソーおよびアムンディにより管理されている資産を除く。
- (4) 臨時雇用を除く。

2007年：バーゼル1。

2008年以降：バーゼル2。2011年以降、バーゼル2 基準にはCRD3の要件も含まれる。

(3) 最近3 中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

	2012年6月30日に 終了した6ヶ月間	2011年6月30日に 終了した6ヶ月間	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間
業績（単位：百万ユーロ）			
銀行業務純益	12,583	13,122	13,260
非支配持分損益控除前当期純利益	1,405	1,897	2,304
当期純利益	1,165	1,663	2,147
フランス国内ネットワーク部門	686	736	591
国際リテール バンキング部門	(186)	160	239
専門金融サービス&保険部門	330	277	162
グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門	(48)	156	129
コーポレート&インベストメント バンキング部門	482	1,040	951
コーポレート センターおよびその他	(99)	(706)	75
業務（単位：十億ユーロ）			
資産負債合計	1,246.7	1,158.0	1,133.7
顧客貸出金	360.5	376.0	362.7
顧客預金	348.5	341.4	316.4

株主資本（単位：十億ユーロ）

グループ株主資本	48.7	47.6	45.3
総連結資本	52.9	52.1	49.3
